

▼ 風車騒音ってどんなもの？

風車から発生する騒音（風車騒音）は大きく2つに分けられ、風力発電施設のブレード（翼）の回転に伴い発生するシューシューといった振幅変調音（スウィッシュ音）と内部の増速機や電力変換装置から発生するブーンといった純音性の音（純音性成分）があります。

風車から発生するこれらの音は騒音レベルは低いがより耳につきやすく、わずらわしさ（アノイアンス）につながる場合があります。

風車騒音は、風車が静穏な地域に

設置されることが多いことを踏ま

え、一過性の特定できる交通騒音や人工音、自然音を除外して測定されます。左図は全国29か所の風力発電施設の周辺合計164箇所での測定結果（平成22年から平成24年、対象風車400〜3,000kW）

です。20Hz以下の超低周波音領域はすべて閾値を下回っていることが分かります。つまり、風車騒音

は知覚できない超低周波音ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題ということになります。

問題ということになります。

▼ 風車騒音の人体影響と指針値

これまでに国内外で得られた科学的知見を踏まえると、風車騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられています。

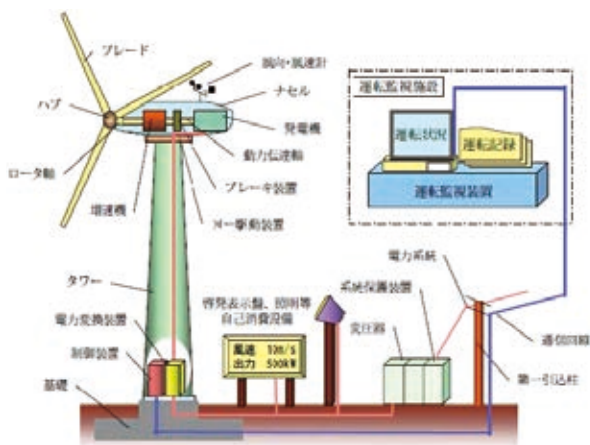
ただし、風車騒音に含まれる振

幅変調音や純音性の音等は、わずらわしさを増加させる傾向があり、静かな環境では、風車騒音が35〜40dBを超過すると、わずらわしさの程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されています。

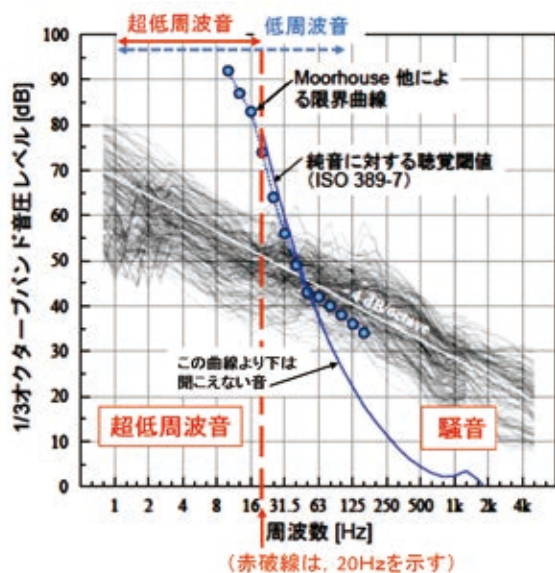
平成29年5月には環境省から風力発電施設から発生する騒音による生活環境への影響を未然に防止するために、風力発電施設騒音の指針値が評価の目安値として示されています。

この指針値は、風力発電施設の設置事業者及び運用事業者等による具体的な対策実施等に活用するとともに、地方公共団体による関係する事業者や住民等への対応の際の参考とするもの（一定規模以上）です。

風車から発生する風車騒音は
スウィッシュ音と純音性の音の2つ

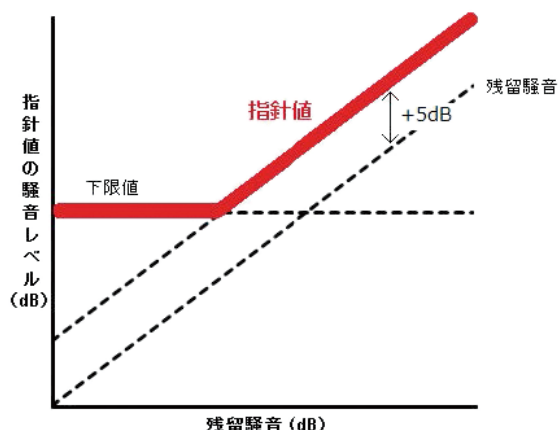


風車騒音は知覚できない超低周波音ではなく
通常可聴周波数範囲内の騒音問題



風力発電施設から発生する騒音に関する指針値：

残留騒音 +5 dB



残留騒音（地域の静けさを表わす音）が著しく低く（30 dBを下回る場合）、特に静穏を要する地域や、地域において保存すべき音環境がある場合には35 dB、それ以外の地域においては40 dBを下限値として設定されています。

ただし騒音については、感じ方に個人差があること、地域によって風力発電施設の立地環境や生活様式、住居環境等が異なることがあるため、指針値を超えない場合も、地域の音環境保全に配慮し、可能な限り風車騒音の影響が少なくなるよう、事業者は対策を講ずるよう努めることが必要とされています。

なお、指針値は風力発電施設から発生する騒音等に関する検討を踏まえて設定されたものであるため、これからの課題として引き続き知見の集約を図り、必要に応じて再検討する余地が残されています。



風車騒音のこれからの課題

- ◎既に設置されている風力発電施設の現地における事後調査の分析結果を踏まえた風車騒音の伝搬等に関する検討
- ◎純音性成分の評価等、現時点で知見が不足している風車騒音の人への影響に関する検討
- ◎既に風力発電施設が設置されている地域に、たに別の風力発電施設を建設する場合において、騒音の累積的な影響に関する検討
- ◎今後、風力発電施設が超大型化した場合の騒音等の影響に関する検討

【第3回風力発電に係る講演会】

『風力発電事業による地域振興の先進事例について』

日程
及び
場所

2月19日（金） 18：30～20：00 まで

山木屋、飯坂、小綱木地区の各公民館

2月23日（火・祝） 10：00～11：30 まで

川俣町保健センター

講師

株式会社 柳山ウィンドファーム 代表取締役社長 永田善三氏

その他

講師と会場をオンラインで中継します。

マスク着用等の感染症対策にご協力ください。

川俣町では、現在、民間事業者による風力発電事業（（仮称）麓山風力発電事業、（仮称）笹峠風力発電事業）の検討が進められております。そのため、町では、住民の皆さんに風力発電の基礎的な知識や問題などを知っていただくために講演会や発電施設見学会を実施してきたところです。

今回は、第四弾として、発電事業者を講師にお招きし、風力発電を地域振興に活かしている先進事例について、詳しく学べる講演会を開催します。

地域にとっての風力発電のあるべき姿を考える機会として、皆さん、是非ご参加ください。